

○吉野川市買い物支援等対策事業補助金交付要綱

平成26年3月31日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、日常生活に必要な食料品、日常生活用品等(以下「食料品等」という。)の購入が困難な地域を解消することにより、高齢者をはじめとする市民の生活を守るとともに、生活の利便性を確保することを目的として、移動販売を行う事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項については、吉野川市補助金等交付規則(平成16年吉野川市規則第45号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「移動販売」とは、商品を配達し、販売するための設備を設けた車両(以下「移動販売車」という。)を使用し、市内を巡回して食料品等を販売することをいう。ただし、特定の品目のみの販売及び特定の世帯又は施設に訪問して行う販売を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所及び主たる事業所を有する者
- (2) 市内において食料品等の移動販売を行う者又は行う予定の者
- (3) 1週間に1回以上又は月に4回以上市内で移動販売を行うことができる者
- (4) 補助金の交付を受けてから3年以上継続して移動販売を行う意思がある者
- (5) 市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
移動販売車に係る重量税、自賠責保険料、印紙代、車検代行料等の経費	補助対象経費の額又は移動販売車の総重量区分ごとに次に定める額のいずれか少ない額 (1) 1.0tまで 30,000円 (2) 1.0tを超え2.0tまで 40,000円 (3) 2.0tを超え2.5tまで 45,000円 (4) 2.5tを超え3.0tまで 50,000円 (5) 3.0tを超え4.0tまで 60,000円 (6) 4.0tを超え5.0tまで 70,000円
移動販売車の購入及び改造に要する経費(車両本体に係る経費に限る。)	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 移動販売車の車庫等の新設、修繕等に要する経費
- (2) その他補助することが適当でないと認められる経費

3 第1項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が確認できる書類
- (2) 買い物支援等対策事業計画書(様式第1号)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) 承諾書(様式第3号)
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに、規則第11条第1号に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細及び金額が確認できる書類
- (2) 補助金の交付を受けて取得した移動販売車又は効用の増加した箇所の写真
- (3) 移動販売車の自動車検査証の写し  
(補助金の返還等)

第7条 市長は、規則第16条に規定するもののほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の申請の日から3年以内に移動販売を止めたとき。
- (2) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を売却し、又は譲渡したとき。
- (3) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。  
(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、規則第17条に定める書類及び帳簿等を当該補助金の交付を受けた日後5年間保存しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。